

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 4 号
兵庫県立大学工学研究科・工学部運営会議規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成25年兵庫県立大学工学研究科第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科・工学部運営会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 工学研究科教授会（以下「教授会」という。）への議題提案事項
- (2) 工学研究科委員会への議題提案事項
- (3) 工学部教授会への議題提案事項
- (4) その他工学研究科及び工学部の運営に関する事項

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 工学部副学部長
- (3) 工学部学生部長（工学研究科長補佐兼工学部長補佐）
- (4) 専攻長 6 名
- (5) 教務委員会委員長
- (6) 経理委員会委員長
- (7) 広報委員会委員長
- (8) 研究科長が指名する工学研究科長補佐兼工学部長補佐 1 名

(議長)

第 4 条 会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第 3 条第 2 号に掲げる委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、研究科長が招集する。

- 2 会議は、原則として、毎月 1 回定例会を開くものとする。
- 3 研究科長は、必要があると認めたときは臨時会を開くことができる。
- 4 会議の成立は、構成員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。専攻長に支障あるときは、当該専攻長があらかじめ指名する教授が会議に代理出席しなければならない。
- 5 議決は、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。
- 6 議長が必要と認めるときは、会議の同意を得て、構成員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 会議の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の議事及び運営について必要な事項は、会議の意見を聴いた上で研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月18日一部改正）

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月20日一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。